

建設工事の入札参加者の皆様へ

平成 31 年 4 月 1 日

寝屋川市

前金払の対象の拡大について

中小建設業を取り巻く厳しい経営環境を踏まえ、前金払の対象を拡大することにより、受注者の資金調達を円滑化し、公共工事の適正な施工の確保を図るため、下記のとおり取組みを実施しますのでお知らせします。

記

1 実施内容

「設計金額が 500 万円を超えるもの」から「設計金額が 100 万円を超えるもの」に拡大します。

2 適用時期

平成 31 年 4 月 1 日以降に入札公告等を行う建設工事から適用します。